

⑥復帰支援として実施されていることがあれば、その内容をご記入ください。

1	県人事課が定める「育児休業等取得支援プログラム」に基づいた支援(取得前の面談、休業中の情報提供及び現況確認、復帰前の面談、復帰後の研修等)
2	県職員対象の「育児支援・キャリアガイダンス」
3	短期非常勤務医師制度により育児中の医師が短期間、短時間でも診療に従事し復職に向けた準備ができる環境を整えている
4	復職研修
5	女性医師復職のための研修を実施している
6	協議により必要なプログラムを組みます
7	復職前面接、e-ラーニング
8	3ヶ月以上の育児休業または1ヶ月以上の介護休業期間中、職場復帰プログラムを受講を希望される場合は、院内保育所の利用が可能
9	時短、保育所
10	復職時の研修を実施(看護師)